

求人における手数料及び払戻金制度に関する事項

株式会社 Growth

許可番号 28-ユ-300678

職業安定法 第32条の13 同法施行規則 第24条の5に基づき
下記情報を明記する

1. 手数料に関する事項

別途手数料表をご確認ください。

2. 払戻金制度に関する事項

紹介した採用者が入社日から90日以内に

採用決定者の自己都合による退職、過失等による解雇となった場合は、

次の通り紹介料金を90日の日割り計算にて払戻を行う。

返金額の算出根拠＝（既に支払われた手数料÷保証期間90日）×稼働開始日から
90日以内の未稼働日数

ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天
災事変等の不測の事態、その他当社の免責が合理的と推察される事由の場合に
は、払戻の適用を除外するものとする。

以上